

(改定案)

水資源分野における我が国事業者の海外展開活性化に向けた協議会 規約

(目的)

第1条 「海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律」の成立を踏まえ、水資源分野における海外社会資本事業への我が国事業者の円滑な参入を図るため、国土交通省が海外社会資本事業を行う我が国事業者その他の関係者に必要な情報及び資料の提供を行うとともに、関係者が相互に連携を図りながら協力することで、水資源分野において、調査・計画段階に着目して我が国事業者の海外展開に関する現状把握、課題整理等を行い、協力体制の構築等に取り組む「水資源分野における我が国事業者の海外展開活性化に向けた協議会」(以下「活性化協議会」という。)を設置する。

(活性化協議会の構成)

第2条 活性化協議会の構成員は、別表の通りとする。②③

- 2 協議会の座長は、国土交通省水管理・国土保全局水資源部水資源計画課長とする。
- 3 事務局は、国土交通省水管理・国土保全局水資源部の支援のもと、独立行政法人水資源機構が担うこととする。
- 4 座長は、必要に応じ、委員以外の者の参加を求めることができる。

(取組内容)

第3条 活性化協議会は、以下の取組を実施する。

1. 我が国事業者の海外展開に必要な現状把握
2. 我が国事業者の参入促進に向けた課題整理
3. 協力体制の構築 等

(活性化協議会の開催)

第4条 委員全体での会議(全体会議)は、座長の求めに応じて開催する。なお、我が国事業者の参入促進に向けた個別具体の現状把握、課題整理等については、関係者からなる作業部会を随時開催することとする。

(会議の公開等)

第5条 活性化協議会(全体会議及び作業部会)は非公開とする。なお、全体会議について、議事概要を作成する。

(その他)

第6条 この規約に定めるほか、活性化協議会の運営に関し必要な事項は、活性化協議会において定める。

附 則①

この規約は、平成30年8月31日より実施する。

附 則②

この規約は、令和元年6月6日より実施する。

附 則③

この規約は、令和2年6月30日より実施する。

(改定案)

別 表

水資源分野における我が国事業者の海外展開活性化に向けた協議会
構 成 員

【委 員】

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長

農林水産省農村振興局整備部水資源課長

経済産業省経済産業政策局地域経済産業グループ地域産業基盤整備課長

経済産業省製造産業局国際プラント・インフラシステム・水ビジネス推進室長

国土交通省総合政策局国際建設管理官

国土交通省水管理・国土保全局河川計画課長

○ 国土交通省水管理・国土保全局水資源部水資源計画課長

国立研究開発法人土木研究所水災害・リスクマネジメント国際センター水災害
研究グループ長

独立行政法人水資源機構国際監

一般社団法人国際建設技術協会水資源・防災部長 ③

一般社団法人海外建設協会常務理事

一般社団法人海外コンサルタント協会専務理事

一般社団法人海外農業開発コンサルタント協会企画部長

一般社団法人ダム・堰施設技術協会参与

一般社団法人海外電力調査会電力協力部長

一般財団法人日本ダム協会専務理事 ②

(○：座長)

【オブザーバー】

独立行政法人国際協力機構地球環境部長

事務局：独立行政法人水資源機構経営企画部国際課 ②